

令和4年度 第1期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和4年度第1期定期監査等について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

監査委員	中	川	隆
同	石	田	晴美
同	東	木	久代
同	吉	田	淳基

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2022年（令和4年）4月5日から同年6月2日まで

2 監査の種類及び対象

（1）地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

総務部、防災安全部、道路河川部、下水道部

（2）同第7項に基づく指定管理者監査

公益財団法人藤沢市まちづくり協会（藤沢市自転車等駐車場に係る指定管理業務）

3 監査の範囲

主として、令和3年度（2021年4月1日から2022年2月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務、経営に係る事務及び指定管理者が所管する指定管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

（1）事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、おおむね適正に執行されていたが、事務の一部に改善及び検討を要する点が見受けられた。改善を要する点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

(1) 定期監査

ア 委託料の執行

(ア) 前回定期監査の問題点が改善されておらず、仕様書の見直しが必要なものがある。(道路河川部道路維持課)

a 藤沢駅北口公共施設保守管理及び辻堂駅他昇降機監視等業務

前回定期監査の問題点として指摘されていたにもかかわらず、各設備の周期点検業務について点検内容の詳細な記載がない。

2 意見・要望

(1) 定期監査

ア 委託料の執行

今回、定期監査で調査したところ、1者との随意契約を長期間続けているも

のが複数見受けられた。他部局においても同様であるが、状況が変化していることも十分考えられるので、適正な随意契約理由となっているかどうかを適時見直されたい。また、可能な限り複数者からの見積を徴取するなど価格の妥当性が確保されるよう検討をされたい。

勧告事項 地方自治法第199条第11項に基づく勧告事項は、特に措置を講ずる必要があると認められるもので、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反しており、直ちに是正を講じなければ、市の行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの、または現に及んでいるもの。
- (2) 故意または重過失により市に重大な損害が生じているもの。
- (3) 前回指摘事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員が、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。